

乳 出雲市乳幼児等医療費助成制度

1. 制度内容

出雲市内にお住まいの小学校就学前のお子さんの医療費を助成します。
他市町村へ引っ越しした後は、資格証は使用できません。



2. 助成内容

対 象	自己負担額		
	入院	通院	薬局等※
小学校就学前のお子さん	無料	無料	無料

※ 薬局(病院内の薬剤科は対象外)、柔道整復施術所、治療用器具製作所、はり・きゅう・あんまマッサージ施術所、訪問看護ステーション

以下のいずれかにあてはまる場合は助成対象となりません。

- ・保険適用外のもの（入院時食事療養費、検診代、病衣代、他の医療機関からの紹介状がない場合にかかる負担金等）
- ・第三者行為（交通事故等の第三者による加害行為）による傷病にかかるもの

3. 医療機関にかかるとき

島根県内の医療機関にかかるときは、マイナンバーカード等、健康保険情報が分かるものと一緒に「乳幼児等医療費受給資格証」（以下、資格証といいます。）を医療機関の窓口で提示してください。

島根県外の医療機関にかかるときは、一部の医療機関※を除いて資格証が使用できません。後日払戻しの申請をしてください。※詳しくはホームページをご覧ください。



4. マイナ保険証と資格証の一体化について

出雲市では、マイナンバーカードを資格証として利用できます。
対応可能な医療機関でマイナンバーカードを出すと、紙の資格証の提示を省略できます。ただし、すべての医療機関で資格の確認ができるわけではありませんので、紙の資格証もマイナンバーカード等と一緒に常にお持ちください。

5. 以下の時に手続きが必要です

こんなとき	届出	必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> ・お子さんが生まれた ・出雲市へ転入した ・資格証をなくした、破損した 	交付・再交付	お子さんの健康保険情報が分かるもの※
<ul style="list-style-type: none"> ・保険情報が変わった ・市内で引っ越した ・氏名が変わった 	内容変更	<ul style="list-style-type: none"> ・変更前の資格証 ・（保険変更の場合）お子さんの健康保険情報が分かるもの※
<ul style="list-style-type: none"> ・出雲市外へ引っ越す（転出） 	内容変更	資格証 ※資格証は返却してください

※お子さんの資格確認書、マイナ保険証（4桁の暗証番号）、のうちいずれか1つ（詳しくは、裏面「7. 手続き前の準備」をご覧ください）。

《医療費の払戻し（償還払い）》

資格証を忘れたときや県外の医療機関を受診して資格証が使用できなかったとき、治療用の器具を購入したときは自己負担分を返還しますので申請してください。
※有効期限は2年です。請求を受けた日から2年以内に手続きが必要です。

こんなとき	必要なもの
資格証が使用できなかった（県外で病院に行った）（資格証を忘れた）	<ul style="list-style-type: none"> ①領収書（受診者名、診療点数が記載） ②受給資格者名義の口座が確認できるもの（通帳・キャッシュカードなど） ③資格証
健康保険（マイナンバーカード等）を使わずに受診した	<ul style="list-style-type: none"> 上記①～③と ④保険者からの支給決定通知書
治療用器具を購入した（コルセット、膝サポーター、義手など）	<ul style="list-style-type: none"> 上記①～④と ⑤医師の意見及び器具装着証明書
治療用器具を購入した（治療のための眼鏡・コンタクトレンズ）	<ul style="list-style-type: none"> 上記①～④と ⑥弱視等治療用眼鏡等作成指示書

6. 手続きの方法

いつでもどこでもオンラインで便利♪ 電子申請をご利用ください♪

- (1) 出生/証を紛失した (2) 保険が変わったなど (3) 医療費の払い戻し
 (交付・再交付) (内容変更) (償還払い)

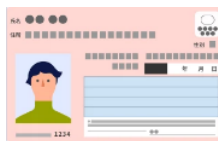


●二次元コードを読み取るか、**出雲市 乳幼児医療** で検索し、手続きしてください
 窓口でも申請を受け付けています。

【受付】出雲市役所 本庁 子ども政策課、各行政センター市民サービス課

7. 手続き前の準備 (交付・再交付、保険変更)

お子さんの (1) 保険証情報 もしくは (2) 資格確認書 を準備してください



(1) マイナンバーカードを保険証として利用する場合

申請方法	必要なもの
電子申請	マイナポータル「健康保険証」のスクリーンショットまたは PDF ファイル
窓口申請	マイナンバーカードと4桁の暗証番号

【マイナポータル画面サンプル】

保険者名までが入ったスクリーンショットか資格情報 PDF を添付してください

区分

交付年月日

記号

番号

枚数

フリガナ

氏名

生年月日

フリガナ

氏名

生年月日

性別

資格取得年月日

被保険者氏名又は被保主氏名

本人・家族の別

保険者番号

保険者名

医療保険の資格情報

※「資格情報のお知らせ」では交付できません

氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇

生年月日 〇〇〇〇〇〇

性別 〇

資格取得年月日 〇〇〇〇〇〇

被保険者氏名又は被保主氏名 〇〇〇〇〇〇

本人・家族の別 〇

保険者番号 〇〇〇〇〇〇〇〇

保険者名 〇〇〇〇〇〇〇〇



申請前に必ずマイナポータルアプリ上の健康保険証情報を確認してください。

《確認方法》

- ① マイナポータルアプリをダウンロードし、お子さんのマイナンバーカードでログイン。
- ② 「健康保険証」の内容を確認し、マイナンバーカード未登録の場合は登録作業を行う。
 ※マイナンバーカードについて、詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください

(2) マイナンバーカードを保険証として利用しない場合 (資格確認書)

保険者が発行する「資格確認書」が必要です。
 ※電子申請の場合は、サンプルの点線部分が分かるよう撮影した写真を添付してください。



8. 高額療養費について

入院などで医療費が高額になった場合、出雲市から「高額療養費支給申請書」の提出をお願いすることがあります。市から手紙が来たら、必要事項を書いてお返しいただきますようお願いいたします (市から保護者等への支払いや、保護者等から市への支払いは発生しません)

《慢性呼吸器疾患等16疾患群により入院したお子さんへの助成》

子ども医療制度の対象にならない 20 歳未満のお子さんが以下の疾患で入院した場合、医療費を 1 割負担 (限度額 15,000 円/月 (医療機関)) まで払い戻します。

- 対象疾患：①悪性新生物 ②慢性腎疾患 ③慢性呼吸器疾患 ④慢性心疾患 ⑤内分泌病 ⑥膠原病 ⑦糖尿病 ⑧先天性代謝異常 ⑨神経・筋疾患 ⑩慢性消化器疾患 ⑪血液疾患 ⑫免疫疾患 ⑬染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 ⑭皮膚疾患 ⑮骨系統疾患 ⑯脈管系疾患
- 対象疾患に該当するか、まずは出雲保健所 (Tel21-8785) にお問い合わせください。

★お知らせ★

令和8年10月～ 小・中学生の医療費を無料化します！

令和8年10月診療分から、小・中学生の医療費を無料化します！現在、乳幼児医療費助成を受けているお子さんは、小学校入学後も自己負担なく医療を受けられるようになります。申し込みや手続きはいりません。新しい資格証をお送りする予定です。

【お問い合わせ】出雲市役所 子ども政策課
 電話 0853-21-6963 FAX 0853-21-6413
 メール kodomo@city.izumo.shimane.jp



←出雲市ホームページ
 (乳幼児等医療)